

須坂市農業委員会 令和5年1月総会 議事録

- 1 招集 令和5年1月31日(火) 午後3時
- 2 開会 令和5年1月31日(火) 午後3時
- 3 閉会 令和5年1月31日(火) 午後3時32分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (12人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田 学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原 等
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	18番	中村嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井清一
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前清孝
						〃	21番	大澤敏志

- 6 欠席した農業委員 5番小林郁雄 12番 神林清治
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員
産業振興部農林課長補佐 横田宏樹

10 会議の概要

- 事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会1月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、5番小林委員、12番神林委員から欠席の連絡がありました。農業委員総数14人中、過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
- 議長 それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。
- 議長 本日は大変寒い中、また大雪ということで足元の悪い中、1月総会にご出席いただき大変ありがとうございます。
- 議長 今年に入って初めての定例総会ということになりますが、議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いします。
- 議長 1月提出分の2議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。
- 議長 それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、13 番田中郁男委員、1 番原千賀子委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第 27 号の「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 8 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

10 番 No.6 と 7 ですが、譲受人の父親はすでに亡くなっております。自宅のすぐ隣が今回の申請地で、ここでリンゴとブドウを栽培したいとのことで、譲渡人からも売却希望があったことから今回の申請になりました。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんでございいますか。

ないようですのでこれより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございいますか。

1 番 No.2 と 3 ですが場所も面積も大して変わらないようですが、売買金額に差があるのはどうしてですか。

事務局 金額の理由については、個人のプライバシーに関わるため伺っておりません。

議長 ほかになければ、推進委員さんでないかございいますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 27 号の 8 件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 27 号の 8 件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 36 件を議題といたします。

最初に、議案第 27 号の No.1 から No.18 の 18 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

ないようでありますので、推進委員さんで何かございいますか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番 申請者の中で若い方やアパートに住まわれている方がいますが、新規就農の方がおられましたら教えてください。

説明員 (営農計画書により説明)

議長 ほかにないようであれば、推進委員さんで何かございいますか。

ないようですので、これより採決いたします。

議案第 28 号の No.1 から No.18 の 18 件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって議案第 28 号の No.1 から No.18 の 18 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 28 号の No.19 から No.27 の 9 件について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

ないようでしたら推進委員さんで何かございいますか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんで何かございいますか。

ないようですので、これより採決いたします。

議案第 28 号のNo.19 からNo.27 の 9 件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第 28 号のNo.19 からNo.27 の 9 件については決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 28 号のNo.28 からNo.36 の 9 件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 28 号のNo.28 からNo.36 の 9 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。議案第 28 号のNo.28 からNo.36 の 9 件については、決定とすることに決しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

報告第 17 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件について、事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はありますか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これもちまして、1 月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。